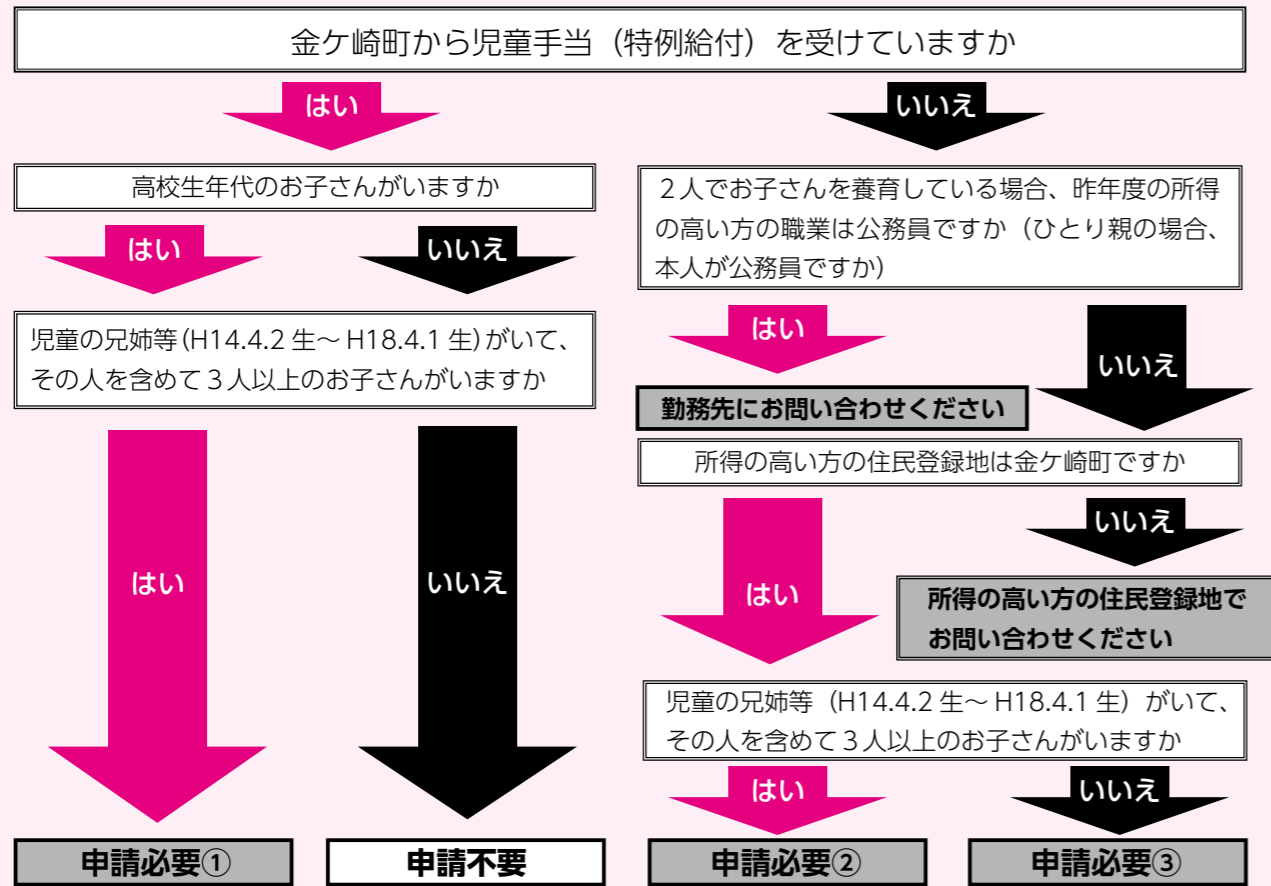


児童手当の制度改正に伴う申請手続きについて

広報かねがさき6月号でお知らせしたとおり、令和6年10月から児童手当が改正となります。改正後の初回支給日は12月10日です。

- ・支給対象児童を高校生年代まで延長
- ・所得制限の撤廃
- ・児童のカウント対象を22歳の年度末までの子（親等の経済負担がある場合）に拡充
- ・第3子以降の支給額を児童1人あたり月額30,000円に増額
- ・支給回数を年3回から年6回（偶数月）に変更

支給にあたっては申請が必要な場合と不要な場合があります。下記のフローチャートでご確認の上、①～③に該当する方は申請が必要となりますので、**10月11日**までに申請してください。



必要書類

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① ○額改定認定請求書 | ○監護相当・生計費の負担についての確認書 |
| ② ○認定請求書 | ○監護相当・生計費の負担についての確認書 |
| ③ ○認定請求書 | |

※高校生年代までの児童と別居している場合、別居監護申立書の提出も必要となります。
現在児童手当を受給している方、所得超過により消滅している方及び金ケ崎町に住所がある高校生年代の児童がいる保護者には上記必要書類をお送りしています。上記フローチャートを確認の上、申請が必要な場合で必要書類が届いていない人は、子育て支援課までお問合せください。

- | 申請期限 | 申請場所 |
|---|--|
| 10月11日(金)
※期限を過ぎてからの申請の場合、支払いが遅れます。 | 子育て支援課 （金ケ崎町西根樋水 53）
☎ 子育て支援課（☎ 44-4611） |

知らせてほしい、心のSOS

～ 9月は「自殺防止月間」～



悩んでいるとき、自分だけで答えを出そうとしていませんか？誰かに聞いてもらうことで気持ちが楽になることもあります。心がもやもやしたり、ざわついたら、電話やSNSで相談してみませんか。

電話相談はこちら

相談機関	連絡先	受付日時
町保健福祉センター	☎ 0197-44-4560	☎～☎ 午前8時30分～午後5時 ※土日・祝日除く
奥州保健所	☎ 0197-22-2831	☎～☎ 午前9時～午後4時30分 ※祝日除く場合あり
チャイルドライン 18歳までの子供がかけられる電話	☎ 0120-99-7777	午後4時～9時
いのちの電話	☎ 0120-783-556	午後4時～9時 ※毎月10日は午前8時から24時間対応
よりそいホットライン	☎ 0120-279-226	24時間対応

SNS相談はこちら

LINEからの相談		チャットでの相談
「生きづらびっと」	「10代20代の女の子専用LINE」	「あなたのいばしょチャット相談」
「生きづらびっと」友だち登録▶ 	「10代20代の女の子専用LINE」友だち登録▶ 	「あなたのいばしょチャット相談」▶
相談時間 毎日午前8時～午後10時30分 (受付午後10時まで)	相談時間 ☎・☎～☎ 午前10時～午後10時 (受付午後9時30分まで)	受付時間 24時間対応

※上記以外でも相談できる窓口があります。また、上記の対応時間や曜日等の詳細は
こちらから確認できます。

「まもろうよ ところ」▶
厚生労働省特設サイト



岩手県では毎年9月を「自殺防止月間」、自殺対策基本法では毎年9月10日～16日を「自殺予防週間」と定めています。「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺についての誤解や偏見をなくし、自殺の危険を示すサインと危険に気付いたときの対応方法、命の大切さなどの理解を深めることを目的としています。